

平成 24 年 3 月 8 日
海事局検査測度課

問合せ先
海事局検査測度課 西（内線 44-123）
本多（内線 44-156）
代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8639

船舶におけるインベントリ（有害物質一覧表）の証明を開始します

国土交通省では、シップリサイクル（船舶解体）条約に関して、インベントリ（有害物質一覧表）が条約のガイドラインに適合していることを証明するインベントリ適合証の交付を 4 月 1 日より開始します。

インベントリとは、船舶に使用されているアスベスト等の有害物質の所在場所を記載した一覧表で、これにより船舶解体業者は、有害物質に関する情報を把握でき、船舶解体に係る労働安全確保や環境保全が図られます。

我が国は世界有数の造船・海運国参考 1) ですが、我が国で建造・運航された船舶も、最後は役目を終え、老朽船として解体されることとなります。1990 年代頃から、この船舶解体（シップリサイクル）は、主にインド、パキスタン、バングラデシュ参考 1) などで行われており、これらの国では、労働者の安全対策や環境対策が疎かなため、多数の死傷事故の発生、環境汚染という問題が生じています。

この問題は、多くの国際機関参考 2) の取上げるところとなり、2005 年には、国際海事機関（IMO）において条約策定作業が始まり、2009 年 5 月、香港において、いわゆるシップリサイクル条約参考 2) が採択されました。同条約は、総トン数 500 トン以上の船舶に、アスベスト等有害な物質の所在場所を記載したインベントリ（有害物質一覧表）参考 3) を作成し、解体時に船舶リサイクル施設に引き渡すことを義務付けています。

これまでのところ、条約の具体的な実施方法を示すガイドラインが整っていなかったため締約国はなく、条約は未発効です。しかしながら、インベントリがあれば解体事業者は解体する船舶の有害物質に関する情報を把握でき、労働者の安全確保や環境保全に配慮して適切に解体を実施することが可能となります。また、解体した船舶の鋼材や機器が、鉄スクラップや中古機器として再利用されるに当たり、インベントリはリユースやリサイクル率の向上にもつながります。

このため、国土交通省では、条約発効に向けた環境整備の一環として、また、我が国が使用した船舶の有害物質に関する適切な情報が解体を行う国の事業者提供されるよう、

船舶所有者が作成したインベントリについて、申請に基づき「インベントリ適合証」を交付することとしました。同適合証は、インベントリが国際的なガイドライン参考2)の定める方式に従って作成されていることを証明するものであり、船舶が海外に売却される時などに用いられることが期待されています。

本制度の実施は、平成24年4月1日からの予定です。詳しくは国土交通省のホームページ (<http://www.mlit.go.jp/maritime/safetyenv/index.html>) をご覧ください。

国土交通省では、今後とも条約発効に向けた環境整備を図っていくこととしています。

(次項参考資料添付)

(参考)

1. 世界の新造船竣工量等

(1) 世界の新造船竣工量(2010年)

①中国：3,645万総トン ②韓国：3,172万総トン ③日本：2,025万総トン
〈出所：LLOYDS WORLD FLEET STATISTICS〉

(2) 主要船舶解体国の船舶解体実績(総トン数)(2010年)

①インド：650万総トン ②中国：470万総トン ③バングラデシュ：390万総トン
④パキスタン：240万総トン
〈出所：WORLD CASUALTY STATISTICS〉

注) 総トン数は、国際条約で定められた船舶の容積を表す数値です。シップリサイクル条約が適用される500総トンの船は、容積でおよそ1,900m³、長さで50m程度になります。



バングラデシュの船舶解体風景

2. シップリサイクル条約等

- (1) 船舶解体（シップリサイクル）に関する問題は、国際海事機関（IMO）をはじめ、国際労働機関（ILO）やバーゼル条約締約国会議などの国際機関で取り上げられています。
- (2) IMOで採択されたシップリサイクル条約の正式名称は、「2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約」（通称：シップリサイクル条約）。世界有数の海運・造船国である我が国は本条約策定に当初から積極的に関与し、条約採択に貢献しました。
- (3) インベントリの国際的なガイドラインとして、IMO（国際海事機関）でMEPC 197(62)「GUIDELINES FOR THE DEVELOPMENT OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS（有害物質インベントリ作成ガイドライン）」が決議されており、標準のフォーマットなどが定められています。

3. インベントリ（有害物質一覧表）

インベントリ（有害物質一覧表）とは、船舶に存在する有害物質の所在と量を示す一覧表です。インベントリに記載すべき有害物質は、アスベスト、ポリ塩化ビフェニル(PCBs)、オゾン層破壊物質、有機スズ化合物などで、これらの有害物質を含む断熱材、船用機器などが記載されます。